個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第53条第2項の規定により公示する令和7年度静岡市「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項(提案の募集要綱)は、次のとおりである。

令和7年10月17日

静岡市長 難 波 喬 司

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第111条の規定に基づいて、市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、市ホームページ(https://www.city.shi zuoka.lg.jp/s2547/s012589.html)に掲載されている個人情報ファイル簿中「行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨」欄において「該当」としている個人情報ファイルです。

なお、以下に掲げるもののいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの(法第60条第3項第1号)
- (2) 個人情報ファイルについて、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)による 公文書公開請求があったとしたならば、以下に掲げるもののいずれかを行うこととなるも の
 - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 をすることとなるもの(法第60条第3項第2号イ)
 - イ 静岡市情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの(法第60条第3項第2号ロ)

(3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること(法第60条第3項第3号)

3 提案の主体(提案者の要件)

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません(代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。)。

また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次に掲げるもの(欠格事由)のいずれかに該当する者は 提案できません。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに(1)から(5)までのいずれかに該当 する者があるもの

4 募集期間

令和7年10月22日(水)から同年11月21日(金)まで

5 提案の方法

(1)提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類(各1部。以下「提案書類」という。)を提出してください。

なお、提案書類の各様式は市ホームページ (https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2547/s012590.html) からダウンロードできます。

- ア 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
- イ 誓約書(前3(1)から(6)までに該当しないことを誓約する書面)
- ウ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済 社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
- エ 提案をする者の本人確認書類※1
- オ その他市長が必要と認める書類※2
- カ 委任状 (代理人の権限を証する書面) **3
 - ※1 提案する者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の目前6か月以内に作成されたものに限る。)を添付してください。
 - ※2 提案に係る補足資料等として、別途提出を求める場合があります。
 - ※3 代理人による提案をする場合に限ります。
- (2) 提案書類の提出方法

以下の提出先に持参※1又は郵送※2により提出してください。

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市総務局総務課文書管理係

- ※1 持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ※2 郵送による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案 書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

6 提案の審査基準

提案については、以下に掲げる基準に適合するか否かを審査します。

- (1) 提案者が法第113条各号(欠格事由)のいずれにも該当しないこと
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること**
- (3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める 基準に適合するものであること
- (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

- (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて 必要な期間であること。
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 行政機関等の長が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、当該行政機関 等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。
- ※ 提案に係る個人情報ファイルを構成するデータの一部を抽出して行政機関等匿名加工情報を作成するよう提案する場合は、データの抽出条件等を提案書に明記してください。また、行政機関等匿名加工情報の本人の数による加工が困難な場合は、抽出条件等について、別途調整をお願いする場合があります。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して「審査結果通知書」とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類(契約書2通)に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、「審査結果通知書」に理由を付してそ の旨を通知します。

9 留意事項

- (1)提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 市からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。

- (4) 市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は、契約に基づくものであるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等について御不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせくだ さい。

なお、お問合せ内容により回答までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了 承ください。

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市総務局総務課文書管理係

電話番号: 054-221-1792

電子メールアドレス: soumu@city. shizuoka. lg. jp